

2024 年度（令和 6 年） 日本健康運動看護学会 総会

日 時 2024 年 9 月 21 日（土）12：50～13：20

会 場 筑波大学東京キャンパス文京校舎 120・121 室

はじめに

役員選挙報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1.
新・役員の承認

報 告

2023 年度 事務局報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2.
2023 年度 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 3.
2023 年度 会計報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 4.

審 議

2024 年度 事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 5.
2024 年度 予算（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 6.

2025 年度 第 16 回 日本健康運動看護学会学術集会長の選出

令和5(2023)年度 日本健康運動看護学会評議員選挙 結果

- | | | |
|----|-----|-----|
| 1 | 安部 | 聡子 |
| 2 | 市原 | 多香子 |
| 3 | 大田 | 千賀子 |
| 4 | 蒲原 | 真澄 |
| 5 | 串間 | 敦郎 |
| 6 | 葛島 | 慎吾 |
| 7 | 小林 | 磨已永 |
| 8 | 塩満 | 智子 |
| 9 | 杉本 | 吉恵 |
| 10 | 田中 | 喜代次 |
| 11 | 田中 | 悟志 |
| 12 | 帖佐 | 悦男 |
| 13 | 鶴田 | 来美 |
| 14 | 根本 | 清次 |
| 15 | 野間口 | 千香穂 |
| 16 | 林 | 恵里子 |
| 17 | 日吉 | 眞理子 |
| 18 | 峯山 | 佳恵 |
| 19 | 宮崎 | 茂明 |
| 20 | 向井 | ふさ子 |
| 21 | 望月 | 麻紀 |
| 22 | 山口 | 史剛 |
| 23 | 横田 | 素美 |
| 24 | 横山 | 美江 |
| 25 | 吉永 | 砂織 |

(敬称略 50 音順)

選挙管理委員会

事務局報告

会員数（2024 年 9 月現在）

正会員 332 名（住所不明 7 名）

健康運動看護師（健康スポーツナース） 222 名（住所不明 4 名）

会員移動状況（2023 年 4 月～2024 年 3 月）

2023 年度入会者数 61 名

2023 年度資格喪失者数 33 名（自主退会 11 名 会費滞納 22 名）

※住所不明 7 名

都道府県別会員数（332 名）

地区	都道府県名	会員数	地区	都道府県名	会員数
北海道・東北 (12)	北海道	4	近 畿 (66)	三重県	1
	青森県	0		滋賀県	2
	秋田県	1		京都府	17
	岩手県	3		兵庫県	21
	宮城県	2		大阪府	23
	山形県	1		奈良県	1
	福島県	1		和歌山県	1
関東 (91)	茨城県	9	中国・四国 (15)	鳥取県	1
	栃木県	2		島根県	3
	群馬県	3		岡山県	4
	埼玉県	9		広島県	3
	東京都	30		山口県	8
	千葉県	19		徳島県	1
	神奈川県	19		香川県	2
中 部 (32)	新潟県	6	九州・沖縄 (105)	愛媛県	2
	富山県	1		高知県	0
	石川県	1		福岡県	17
	福井県	0		佐賀県	4
	長野県	7		長崎県	3
	山梨県	1		大分県	7
	静岡県	9		熊本県	4
	岐阜県	1		宮崎県	60
	愛知県	6		鹿児島県	9
				沖縄県	3

住所不明 7 名

2023 年度 事業報告

- I. 総会 1回 2023年11月4日 第14回学術集会会場にて開催
参加者は会員数の1/5を満たした（委任状を含む）

- Ⅱ. 会議 評議員会 1回 2023年10月20日（金）に開催
理事会 2回 2023年4月11日（火）、2023年10月12日（木）に開催

III. 事業

1. 研究発表会、講演会等の開催に関する事業

第14回学術集会 2023年11月4日(土)実施

学術集会長 神戸大学大学院医学研究科外科系講座 整形外科 教授 黒田良祐 氏

ス ポ ー ツ ナ ー シ ン グ
テ ー マ : 「健康運動看護師と質の高い暮らしの維持・向上
ー 根拠に基づいたマルチフェイスド アプローチ ー」

会 場： 神戸大学神緑会館記念ホール

参加人数：108 名

大会長講演：1 題 特別講演：2 題 教育講演：1 題

研究発表：2題 活動報告：5題 実践報告：2題 ポスター展示2題

2. 研究誌その他の刊行物の発行に関する事業

第5巻 第1号 日本健康運動看護学会誌発刊作業

3. 健康運動看護師（健康スポーツナース）の認定と教育に関する事業

1) 健康スポーツナース認定

新規認定者 52 名 更新者 17 名

健康スポーツナース登録者数 181名（2024.3.31現在）

2) 健康スポーツナースの教育

- (1) 養成講座 2回 2023年7月15-16日 11時間、2024年1月27-28日 9時間
(2) 更新講座 5回

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ① 健康スポーツナース特別講座 | 2023 年 7 月 16 日(1 時間) |
| ② 健康スポーツナース更新講座 | 2023 年 7 月 17 日(3 時間／2 時間) |
| ③ 健康スポーツナース更新講座 | 2024 年 1 月 27 日 (2 時間) |
| ④ 健康スポーツナース更新講座 | 2024 年 1 月 28 日 (4 時間) |
| ⑤ 健康スポーツナース更新講座 | 2024 年 3 月 16 日 (6 時間) |

4. 研究の奨励及び研究業績の表彰に関する事業

2023 年度は該当なし

5. 関連学術団体との連絡および協力ならびに交流推進に関する事業

- 1) 健康運動指導士・健康運動実践指導者の登録更新研修として申請を行った。
- 2) 学会および研修会への参加を健康スポーツナースの更新講習として認定した。
 - ① 健康スポーツナース更新講習会 2023年4月2日 (5時間)
第56回兵庫県空手道選手権大会 救護実践セミナー
 - ② 健康スポーツナース更新講習会 2023年5月28日 (5時間)
第56回兵庫県空手道選手権大会（中高一般大会） 救護実践セミナー
 - ③ 健康スポーツナース 実践講習プログラム 2023年6月24日～25日 (4時間)

④ 健康スポーツナース実践講習プログラム ラグビーフットボール大会（一年生大会）	2023 年 8 月 19 日～20 日（3 時間）	
⑤ ヒーローズフレンドシップラグビーフェスティバル ラグフェス@倉敷 2023 救護実践更新講習	2023 年 9 月 2 日	（4 時間）
⑥ 令和 5 年度第 56 回兵庫県空手道選手権大会 救護実践セミナー更新講習	2023 年 10 月 14 日	（5 時間）
⑦ 宮崎県スポーツ学会	2023 年 10 月 21 日	（1 時間）
⑧ パラスポーツ研修会	2023 年 10 月 22 日	（4 時間）
⑨ 第 14 回日本健康運動看護学会学術集会	2023 年 11 月 4 日	（2 時間）
⑩ ヒーローズカップ中国地区大会 救護実践更新講習	2023 年 11 月 18 日	（4 時間）
⑪ 宮崎県リハビリテーション研究会	2024 年 2 月 10 日	（1 時間）
⑫ 第 13 回神戸チャレンジカップ 2024（空手道大会） 救護実践セミナー更新講習	2024 年 3 月 3 日	（5 時間）
⑬ 宮崎県スポーツ学会	2024 年 3 月 9 日	（1 時間）
⑭ 防犯防災総合展 2023	2023 年 6 月 8 日～9 日	（1 時間）
⑮ 第 26 回日本臨床救急医学会総会・学術集会	2023 年 7 月 27 日～29 日	（1 時間）
⑯ スポーツ救命ライセンス講習会	2023 年 10 月 28 日	（1 時間）
⑰ 第 34 回日本臨床スポーツ医学会学術集会	2023 年 11 月 11 日～12 日	（1 時間）
⑱ 第 18 回公認パラスポーツ指導者全国研修会	2023 年 12 月 9 日～10 日	（1 時間）
⑲ 中高年期のフレイル予防のための運動指導	2024 年 2 月 10 日	（1 時間）

6. 一般市民向け健康運動の普及活動に関する事業

該当なし

7. その他目的を達成するために必要な事業

1) 委員会活動

（1）広報委員会

- ① ホームページの管理・運用に関する業務

（2）教育検討委員会

- ① 健康運動看護師（健康スポーツナース）養成講座及び更新研修に関する業務
- ② 養成講座の会計に関する業務

（3）スポーツナース活動推進委員会

- ① 会員相互の交流、活動推進、情報発信に関する業務

（4）認定制度検討委員会

- ① 健康スポーツナース認定に関する業務
- ② 健康スポーツナースの情報管理に関する業務
- ③ 健康スポーツナース認定制度の検討に関する業務

（5）学会誌編集委員会

- ① 学会誌の発刊に関する業務
第 5 巻 1 号 日本健康運動看護学会誌発刊に向けての作業

2) その他の活動

KOBE2024 世界パラ陸上競技選手権大会 医療スタッフとして参加予定 2024 年 5/12～5/25

資料 4.

2023 年度 会計報告 (2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)

【収入】本部

	予算	執行額	備考
1. 年会費収入 (A)	1,116,000	1,335,000	
正会員	837,000	1,335,000	¥5000@267 人
賛助会員	0	0	¥5000@0
3. 健康運動看護師認定更新料 (B)	66,000	34,000	¥2,000@17 人
4. その他 (C)	0	5,000	次年度年会費
5. 前年度繰り越し (D)	581,590	581,590	
合計 (A+B+C+D)	1,763,590	1,955,590	

【支出】本部

	予算額	執行額	備考
1. 総会費 (a)	0	0	
2. 会議費 (b)	40,000	65,516	
理事会費	10,000	540	
評議員会費	30,000	0	
出張費		64,976	学術集会打合せ@つくば
3. 事業費 (c)	484,500	493,876	
1)学術集会	200,000	200,165	第 14 回学術集会
2)ホームページ更新 (積立費)	100,000	100,000	
サーバーレンタル料	20,000	42,714	サーバーレンタル代 ドメイン更新料 4 月 6 月 3 月
保守点検費	20,000	51,480	@4,290×12 ヶ月
3)学会誌の発行	50,000	27,665	
4)認定証カード作成費	14,500	10,440	
5)選挙管理委員会活動費	60,000	41,412	
6)選挙管理委員会活動費 (積立費)	20,000	20,000	
4. 事務費 (d)	837,440	780,746	
庶務人件費	640,000	626,000	
所得税支払	77,440	22,295	
通信運搬費	100,000	106,551	
消耗品費	20,000	20,750	
その他	0	5,150	※交通カード/返金対応/ゆうちょダイレクト
5.委員会活動費 (e)	400,000	139,448	
認定制度検討委員会	50,000	2,856	通信運搬費
広報委員会	50,000	370	通信運搬費
スポーツナース活動推進委員会	150,000	27,900	活動費
学会誌編集委員会	50,000	63,545	編集・PDF データ化
教育検討委員会	100,000	44,777	会議費
6. 予備費 (f)	1,650	0	
合計 (a+b+c+d+e+f)	1,763,590	1,479,586	476,004

監査報告書

日本健康運動看護学会の2023年度に関わる会計を監査し、
適正であることを認めます。

監査実施日 2024年 9月 6日

監事 何井 ひとみ 

監事 宮崎 友明 

2024 年度 事業計画 (案)

＜会 議＞	総会	1 回	2024 年 9 月 21 日 (土)
	理事会	2 回	2024 年 5 月 1 日 (水)、2024 年 9 月 12 日 (木)
	評議員会	1 回	2024 年 9 月 17 日 (火)

＜事 業＞

1. 研究発表会、講演会等の開催に関する事業

学術集会 第 15 回 2024 年 9 月 21 日 (土) 開催
 大会長 筑波大学 名誉教授 田中 喜代次 氏

2. 研究誌その他の刊行物の発行に関する事業

第 5 巻 第 1 号 日本健康運動看護学会誌発刊

3. 健康運動看護師（健康スポーツナース）の認定と教育に関する事業

1) 健康スポーツナース認定

認定試験 2 回 第 24 回認定試験 2024 年 7 月 14 日
 第 25 回認定試験 2025 年 1 月 26 日予定

2) 健康スポーツナース教育

- (1) 養成講座 4 回 A 日程：2024 年 7 月 13－14 日 11 時間（宮崎県）
 A 日程：2024 年 9 月 14－15 日 11 時間（山口県）
 B 日程：2025 年 1 月 25－26 日予定 9 時間（宮崎県）
 B 日程：2025 年 2 月末予定 9 時間（山口県）
- (2) 更新講座 4 回 2024 年 7 月 15 日 4 時間
 2024 年 9 月 16 日 3 時間
 2025 年 1 月末予定 未定（宮崎県）
 2025 年 2 月末予定 未定（山口県）

4. 研究の奨励及び研究業績の表彰に関する事業

実施予定なし

5. 関連学術団体との連絡および協力ならびに交流推進に関する事業

1) 健康運動指導士・健康運動実践指導者の登録更新研修として申請する。

2) 学会および研修会への参加を健康スポーツナースの更新講習として認定する。

健康運動に関連する研修会で、年 1 回必ず開催されるものについて、更新講習に該当する
 内容かどうかを検討し、認定する。更新講習の情報については、随時ホームページに掲載
 していく。

- | | | |
|------------------------------------|-----------------------|--------|
| ① 健康スポーツナース更新講習会 | 2024 年 4 月 21 日 | (5 時間) |
| 第 57 回兵庫県空手道選手権大会（小学生大会） 救護実践セミナー | | |
| ② 健康スポーツナース更新講習会 | 2023 年 5 月 28 日 | (5 時間) |
| 第 57 回兵庫県空手道選手権大会（中高一般大会） 救護実践セミナー | | |
| ③ ヒーローズ 2024 フレンドシップラグビーフェスティバル | | |
| 救護実践セミナー更新講習 | | |
| ④ 第 71 回宮崎県スポーツ学会 | 2024 年 10 月 19 日 | (1 時間) |
| ⑤ 第 35 回日本臨床スポーツ医学会学術集会 | 2024 年 11 月 16 日～17 日 | (1 時間) |

6. 一般市民向け健康運動の普及活動に関する事業

実施予定なし

7. その他目的を達成するために必要な事業

1) 委員会活動

(1) 広報委員会

- ① ホームページの管理・運用に関する業務

(2) 教育検討委員会

- ① 健康運動看護師（健康スポーツナース）養成講座及び更新研修に関する業務
- ② 養成講座の会計に関する業務

(3) スポーツナースの活動推進委員会

- ① 会員相互の交流、活動推進、情報発信に関する業務

(4) 認定制度検討委員会

- ① 健康スポーツナース認定に関する業務
- ② 健康スポーツナースの情報管理に関する業務
- ③ 健康スポーツナース認定制度の検討に関する業務

(5) 学会誌編集委員会

- ① 学会誌の発刊に関する業務

2) その他の活動

KOBE2024 世界パラ陸上競技選手権大会 2024 年 5 月 12 日～25 日

健康スポーツナース 17 名参加

2024 年度 日本健康運動看護学会 予算 (案)

(2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日)

【収入】本部

	予算	備考
1. 年会費収入 (A)	1,162,000	
正会員	1,162,000	¥5,000@332@0.7 会員数 332 (2024.9 月現在)
賛助会員	0	¥5,000@0
3. 健康運動看護師認定更新料 (B)	30,000	¥2,000@15 *更新予定者数
4. 前年度繰り越し (C)	476,004	
合計 (A+B+C)	1,668,004	

【支出】

	予算	備考
1. 総会費 (a)	0	
2. 会議費 (b)	40,000	
理事会費	10,000	交通費、お茶代 他
評議員会費	30,000	交通費、お茶代 他
3. 事業費 (c)	516,500	
1)学術集会補助費	200,000	第 15 回学術集会経費 (2024 年開催)
2)ホームページ更新	60,000	
保守点検費	52,000	52,000 円/年
3)学会誌の発行	70,000	PDF 形式にて掲載, 一部発送
4)認定証カード作成費	14,500	1,500 円×3 回 @¥500×20 人
5)選挙管理委員会活動費 (積立金)	20,000	
6)ホームページ更新費用 (積立金)	100,000	
4. 事務費 (d)	740,000	
庶務人件費	600,000	事務雇上げ 60,000 円/月×10 ヶ月
所得税支払	20,000	
通信運搬費	100,000	
消耗品費	20,000	
5. 委員会活動費 (e)	370,000	
認定制度検討委員会	70,000	
広報委員会	20,000	
スポーツナース活動推進委員会	180,000	スポーツナース活動支援等
学会誌検討委員会	30,000	
教育検討委員会	70,000	
6. 予備費 (f)	1,504	
合計 (a+b+c+d+e+f)	1,668,004	

日本健康運動看護学会 評議員 [任期：2021.4.1～2024.3.31]

	氏 名	所 属	役 員	担当
1	安部 聡子	昭和大学保健医療学部 看護学科 昭和大学スポーツ運動科学研究所	理 事	スポーツナース 活動推進委員会
2	市原 多香子	香川大学医学部看護学科	評 議	学会誌編集委員会
3	内山 慶太郎	町田市民病院 看護部	評 議	スポーツナース 活動推進委員会
4	蒲原 真澄	宮崎大学医学部看護学科	理 事	事務局
5	串間 敦郎	宮崎県立看護大学	評 議	教育検討委員会
6	黒田 良祐	神戸大学 大学院医学研究科 外科系講座整形外科学	評 議	教育検討委員会
7	小林 磨巳永	学校法人青淵学園 東都大学 幕張ヒューマンケア学部看護学科	評 議	スポーツナース 活動推進委員会
8	塩満 智子	鹿児島国際大学看護学部	評 議	認定制度検討委員会
9	杉本 吉恵	大阪府立大学大学院看護学研究科	理 事	学会誌編集委員会
10	田中 喜代次	筑波大学 名誉教授	評 議	学会誌編集委員会
11	帖佐 悦男	宮崎大学	評 議	教育検討委員会
12	鶴田 来美	宮崎大学医学部看護学科	理事長	教育検討委員会
13	根本 清次	学校法人青淵学園 東都大学 幕張ヒューマンケア学部看護学科	評 議	広報委員会
14	野間口 千香穂	宮崎大学医学部看護学科	理 事	認定制度検討委員会
15	林 恵里子	愛知県立大学 看護学部 大学院看護学研究科	評 議	認定制度検討委員会
16	日吉 眞理子	NPO 法人 健康づくり研究会 代表	評 議	教育検討委員会
17	峯山 佳恵	神戸大学医学部附属病院	評 議	スポーツナース 活動推進委員会
18	宮崎 茂明	宮崎大学医学部附属病院	監 事	監事
19	向井 ふさ子	宮崎県看護協会	監 事	監事
20	望月 麻紀	日本心臓血圧研究振興会附属 榊原記念病院 看護部	評 議	教育検討委員会
21	横田 素美	文京学院大学	評 議	学会誌編集委員会
22	横山 美江	大阪市立大学大学院看護学研究科	評 議	学会誌編集委員会
23	吉永 砂織	宮崎大学医学部看護学科	理 事	広報委員会

五十音順

日本健康運動看護学会会則

第1章 総 則

- 第1条 名 称 本会は、日本健康運動看護学会（Japan Academy of Sports and Fitness Nursing）と称する。
- 第2条 事務局 本会は、事務局を宮崎県宮崎市清武町木原 5200 宮崎大学医学部看護学科内に置く。
- 第3条 支 部 本会は、総会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

- 第4条 目 的 本会は、健康のための運動、あるいは運動を手段とした健康回復、に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携協力等を行うことにより、健康目的の運動について進歩普及を図り、もってわが国の健康運動看護学の発展に寄与することを目的とする。
- 第5条 事 業 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 研究発表会、講演会等の開催
 - (2) 研究誌その他の刊行物の発行
 - (3) 健康運動看護師（通称：健康スポーツナース）の認定と教育
 - (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (5) 関連学術団体との連絡及び協力ならびに交流の推進
 - (6) 一般市民向け健康運動の普及活動
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第6条 種 別 本会の会員は、正会員、賛助会員および名誉会員とする。
2. 正会員とは、本会の目的に賛同して入会した個人をいう。
 3. 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本会の事業を援助するために入会した個人または団体をいう。
 4. 名誉会員とは、健康運動看護学の発展に関する功績が特に顕著な者で、評議員会で推薦され、総会で承認されたものとする。
- 第7条 入 会 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出するものとする。
- 第8条 会 費 本会に入会を認められた者は、所定の年会費を納入しなければならない。
2. 会員は、会費をその年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、入会の場合はこの限りではない。
 3. 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
 4. 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。
- 第9条 資格の喪失 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。
- (1) 本人より退会の申し出があったとき
 - (2) 3年以上会費を滞納したとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) 本会の名誉を著しく傷つけるような行為が認められたとき
- 第10条 退 会 会員が退会を希望するときは、退会届を理事会に提出しなければならない。また、未納会費があるときは、それを全納しなければならない。

第4章 役員および学術集会長

- 第11条 役 員 本会は次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名 (2) 理 事 若干名 (3) 監 事 2名
- 第12条 役員の選出 理事長は、理事会で理事の中から選出し、総会の承認を得る。
2. 理事は、評議員の中から選出し、総会の承認を得る。
 3. 監事は、総会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 第13条 役員の職務 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 理事長および理事は理事会を組織し、会務の執行にあたる。
 3. 理事は庶務、会計、広報及びその他の会務を分掌する。
 4. 監事は、本会の会計、資産を監査する。
 5. 理事は、評議員を推薦することができる。その決定は、総会にて諮ることとする。
- 第14条 役員の任期 理事長の任期は1期1年とする。ただし、再任はこれを妨げない。
2. 理事、評議員、監事の任期は1期3年とする。ただし、再任はこれを妨げない。
- 第15条 評議員の選出、任期、職務 評議員は、別に定める規定により、正会員の中から選挙によって選出し、総会で報告する。
2. 評議員は評議員会を組織し、本会運営上必要な事項について審議する。
 3. 評議員の任期は1期3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第16条 学術集会長 本会は、学術集会を開催するために学術集会長をおく。
2. 学術集会長は、理事の推薦により評議員会において会員の中から選出し、総会の承認を得る。
 3. 学術集会長の任期は、1年とする。

第5章 会 議

- 第17条 会 議 本会には、次の会議をおく。
- (1) 理事会 (2) 評議員会 (3) 総会
- 第18条 理事会 理事長は理事会を招集し、その議長にあたる。
2. 理事の2分の1以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、理事長は速やかに理事会を

- 招集しなければならない。
3. 理事会は委任状を含めて過半数の理事の出席をもって成立する。
評議員会は理事長が招集し、議長には理事長があたる。
2. 評議員会は委任状を含めて過半数の評議員の出席をもって成立する。
- 第 19 条 評議員会
- 第 20 条 総 会 総会は会員をもって構成し、理事長が招集して年 1 回開催する。
2. 議長は、学術集会長があたる。
3. 総会は、委任状を含めて会員数の 5 分の 1 の出席をもって成立する。
4. 総会における議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 次の各号は、定期総会での承認を要する。
- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他、理事会が必要と認めた事項
6. 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに理事長が招集する。

第 6 章 学術集会

- 第 21 条 学術集会 本会は、年 1 回以上の学術集会を開催する。
2. 学術集会の運営は、学術集会長が裁量する。

第 7 章 会計

- 第 22 条 会 計 本会の会計は、次にあげるものをもって運営する。
- (1) 会費 (2) 寄付金 (3) その他の収入
2. 本会会員の年会費は次の通りとする。
- (1) 正会員 : 5,000 円 (2) 賛助会員 : 一口 5,000 円
- 第 23 条 予 算 本会の収支予算は、理事会および評議員会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- 第 24 条 決 算 本会の収支決算は、監事の監査後に理事会および評議員会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- 第 25 条 会計年度 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 会則の変更

- 第 26 条 本会の会則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 9 章 雑則

- 第 27 条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 本会則は、平成 22 年 2 月 6 日から実施する。
この規定改正は、平成 29 年 10 月 21 日から施行する。
この規定改正は、令和元年 12 月 14 日から施行する。
この規定改正は、令和 3 年 12 月 11 日から施行する。

日本健康運動看護学会 健康運動看護師認定制度規約

(趣意)

第1条 この規約は、日本健康運動看護学会における健康運動看護師認定制度（以下「本 制度」という。）を定め、目的、名称、認定委員会、認定水準、養成講座プログラム、認定試験受験資格、認定試験、資格認定、資格更新、更新研修プログラム、他学会及び他資格の研修に基づく認定、認定の取り消し、改廃について定めるものである。

(制度設置の目的)

第2条 日本健康運動看護学会では、運動療法を必要とする患者、健康づくり運動あるいは競技スポーツの実践者に対し、看護職として十分なサポートができる専門家を養成するとともに、その質の向上を目的として、健康運動看護師（健康スポーツナース）認定制度を設ける。

(認定委員会)

第3条 健康運動看護師（健康スポーツナース）の認定を行うため、認定委員会を置き、理事長が任命した委員をもって組織する。認定委員会は健康運動看護師の認定を希望する者の資格審査および試験など、資格認定に係ることを行う。

(認定の水準)

第4条 運動療法を必要とする患者、健康づくり運動あるいは競技スポーツの実践者に対し支援するために、看護職として必要な知識と技術を修得し、十分なサポートができる能力を有することを認定水準とする。

(認定のための研修：養成講座プログラム)

第5条 教育検討委員会は養成プログラムとして、第4条の定める認定水準としての知識と技術を伝達するための養成講座を企画し運営する。

(認定試験受験資格)

第6条 本学会員であって、看護師免許（准看護師を含む）を有すること、2年以内に第5条の定める養成講座を修了していることすべてを満たしていることを資格要件とする。

(認定試験)

第7条 認定のための試験を行う。この試験の名称は健康運動看護師認定試験とする。試験実施に関し必要な事項は別に定める。

(認定審査)

第8条 認定委員会は認定審査及び認定試験結果を審議し、理事会に諮り、健康運動看護師を認定する。

(認定証・登録)

第9条 第8条により認定されたものには、日本健康運動看護学会認定健康運動看護師の認定証を交付し、健康運動看護師名簿に登録する。

(認定の更新)

第10条 認定を受けた者は、4年ごとにその資格を更新するものとする。更新の要件は、別に定める。

(更新研修プログラム)

第11条 教育検討委員会は認定の更新のための研修プログラムとして、第4条の定める認定水準としての知識と技術を維持・向上するための更新研修プログラムを企画し運営する。

(他学会及び他資格の研修に基づく認定)

第12条 認定委員会は、類似の資格制度を有する他学会または本学会員からの申請に基づき、当該学会及び研修が本認定水準に該当するかを審議し、その結果を本学会員に周知する。

(認定の取り消し)

第13条 健康運動看護師が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は 認定委員会の議を経て、資格を取り消すことができる。登録の抹消は健康運動看護師登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改廃) 第14条 本規約の改廃は、理事会の議を経て総会において承認する。

(附則) この規約は、令和元年 12 月 14 日から施行する。